

令和3年第17回(10月) 上越市選挙管理委員会臨時会

- 1 日 時 令和3年10月28日(木)午後5時30分
 - 2 場 所 上越市役所 木田第2庁舎 4階 会議室
 - 3 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじの実施
 - 4 付議事項
議案第95号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定及び選任について
 - 5 協議事項
協議1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人向けの開票事務打合せ会の開催について
 - 6 報告事項
報告1 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の利用状況について
報告2 専決処分した内容について
 - 7 その他
(1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について
- ※ 臨時会終了後、選挙長等の事務として
- 1 上越市長選挙における選挙立会人を定めるくじの実施
 - 2 上越市議会議員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじの実施
 - 3 協議
協議1 上越市長選挙及び上越市議会議員における選挙立会人の選任について
協議2 上越市長選挙及び上越市議会議員における選挙立会人の開票事務説明会の開催について

◎ 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじの実施

開票立会人となるべき者として候補者から届出のあった者
別紙1のとおり

※ 届出のあった者が10人を超えず、また同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが2人を超えないため、くじは行わない。

議案第95号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定及び選任について

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項の規定により、別紙1のとおり決定する。

また、候補者の届出にかかる開票立会人が3人に達しないため、同条第8項の規定により、次のとおり選任する。

衆議院小選挙区選出議員選挙開票立会人 山田タケ子

(10月28日通知予定)

協議 1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人向けの開票事務打合せ会の開催について

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票作業を公平・公正かつ円滑に行うため、次のとおり開票立会人との打合せ会を開催してよいか協議する。

- 1 日 時 令和3年10月31日（日）午後7時30分から
- 2 場 所 リージョンプラザ上越 1階 会議室
- 3 次 第
 - (1) 開票管理者挨拶
 - (2) 開票立会人の席順を決めるくじの実施
 - (3) 協議
 - ・開票作業について
 - ・投票の効力決定方針及び署名について
- 4 提出資料 別紙2のとおり

報告 1 衆議院小選挙区選出議員選挙並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票の状況について

衆議院小選挙区選出議員選挙並びに上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票の状況について、次のとおり報告する。

1 期日前投票の状況（11月27日終了時点）

月日	衆議院小選挙区 選出議員選挙	上越市長選挙	上越市議会議員 補欠選挙
市民プラザ	5,479	4,506	4,502
福祉交流プラザ	1,257	1,277	1,277
エルマール	2,734	2,771	2,770
イオン上越店	2,202	2,230	2,228
13区計	4,309	4,335	4,335
合計	15,981	15,119	15,112

報告 1 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告示日	件名
71	令和 3 年 10 月 26 日	令和 3 年第 16 回（10 月）上越市選挙管理委員会臨時会の開催について
72	令和 3 年 10 月 27 日	令和 3 年第 17 回（10 月）上越市選挙管理委員会臨時会の開催について

【選挙長としての開票に関する案件】

1 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじの実施

選挙立会人となるべき者として候補者から届出のあった者
別紙3のとおり

※ 届出のあった者が10人を超えず、また同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが2人を超えないため、くじは行わない。

協議1 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙立会人の選任について

令和3年10月31日執行の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙立会人について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用される同法第62条の規定により、別紙3のとおり定める。

また、候補者の届出にかかる選挙立会人が3人に達しないため、同条第8項の規定により、次のとおり選任する。

上越市長選挙立会人 池田 節子

(10月28日通知予定)

協議2 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙立会人の開票事務打合せ会の開催について

令和3年10月31日執行の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票作業を公平・公正かつ円滑に行うため、選挙立会人及び開票立会人との打合せ会を次のとおり衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の打合せ会と合同で開催してよいか協議する。

- 1 日 時 令和3年10月31日（日）午後7時30分から
- 2 場 所 リージョンプラザ上越